

第三者意見書

2023 年 12 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

コック食品株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）がコック食品株式会社（「コック食品」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることから、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、コック食品の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、コック食品がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

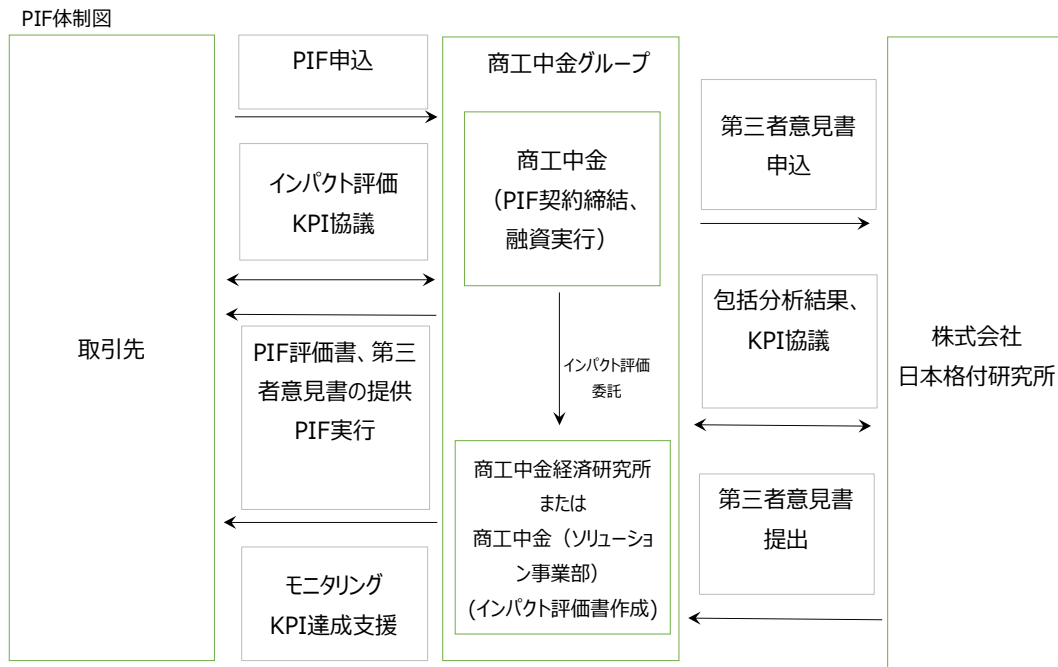
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるコック食品から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

齊木 利保

齊木 利保

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023 年 12 月 25 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）がコック食品株式会社（以下、コック食品）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、コック食品の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	コック食品株式会社
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	3 年
モニタリング実施時期	毎年 11 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	大阪府大東市御領 3 丁目 10 番 1 号
創業・設立	創業:1967 年 3 月 1 日 設立:1974 年 10 月 18 日
資本金	30,000,000 円
従業員数	1,102 名（うち女性 921 名、パート 778 名） 2023 年 7 月現在
事業内容	学校給食サービス（45%） 介護福祉施設向け配食サービス（45%） 病院向け配食サービス（5%） 事業所食堂運営サービス（5%）
主要取引先	近畿圏の小中学校、介護福祉施設他

【業務内容】

- コック食品は、大阪府大東市に本社を置く委託給食サービスを行う会社である。近畿圏の小中学校、介護福祉施設、病院、事業所等へ幅広く給食を供給している。
- コック食品の業務は、①～③の3つに大別される。

①学校給食サービス

学校の給食調理場での給食調理を受託する。子どもたちに安心安全な給食を提供し、健やかな心身の発達を促す食育のテーマのもと学校給食に携わることが社会に貢献するとの思いより、全社一丸となって全力で取り組んでいる。各施設の特色を細かく調べ、ニーズを掴んだ上で心のこもった給食を提供している。

②介護福祉施設・病院向け給食サービス

アレルギー禁止食、低カロリー食、減塩食等、幅広い特殊食を介護福祉施設、病院施設で提供している。



図表①:配食サービスのイラスト
(コック食品提供)

③事業所食堂運営サービス

社員食堂や寮の食堂を運営する。厨房設備のない食堂でもコック食品のセントラルキッチンで調理した食材を契約先企業・施設の食堂に搬入し、それを再加熱して適温な食事を提供するため、喫食者は作りたての感覚で好きなものを選んで食事を楽しむことが出来る。



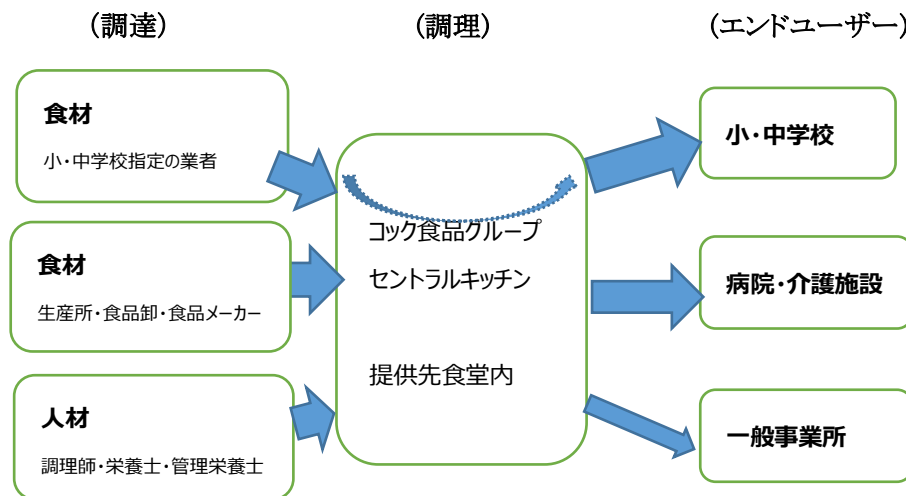
写真①:カフェテリア弁当



写真②:自社セントラルキッチンでの調理風景

(写真①、②はコック食品提供)

● 商流概略



- ・給食の供給は以下①～④に大別される。
- ①セントラルキッチンで全て調理し、提供
 - ②セントラルキッチンで一旦調理し、提供先食堂内で加工し、提供
 - ③提供先食堂内でコック食品の調理師や栄養士が調理し、提供
 - ④セントラルキッチンで調理し、冷凍食品として提供
- ・コック食品が自社で調理師、栄養士を雇用し、提供先食堂等への安定的な派遣が可能である。

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社	大阪府大東市御領 3 丁目 10 番 1 号	本社及びセントラルキッチン

他にグループ会社 4 社（給食業）あり。



写真③:本社外観（コック食品提供）

【沿革】

1967 年 3 月	コック食品を創設
1974 年 10 月	コック食品株式会社を設立（資本金 200 万円）
1978 年 8 月	資本金 1,000 万円に増資
1978 年 12 月	本社工場建設
2007 年 3 月	資本金 3,000 万円に増資
2008 年 11 月	ISO9001 認証取得
2009 年 2 月	医療関連サービスマーク認定取得
2021 年 10 月	大阪版食の安全安心認証制度（「HACCP」の考え方を取り入れた新認証基準） 認証施設に認定

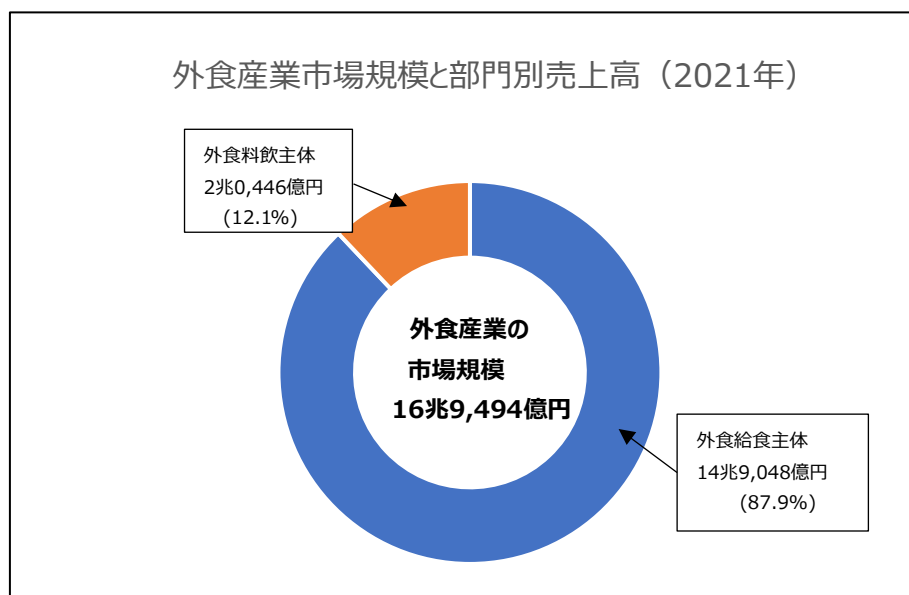
2.2 業界動向

■ 給食市場の動向

以下は、一般社団法人日本フードサービス協会「令和3年（令和3年1月～12月）外食産業市場規模推計について」を参考に記載した。

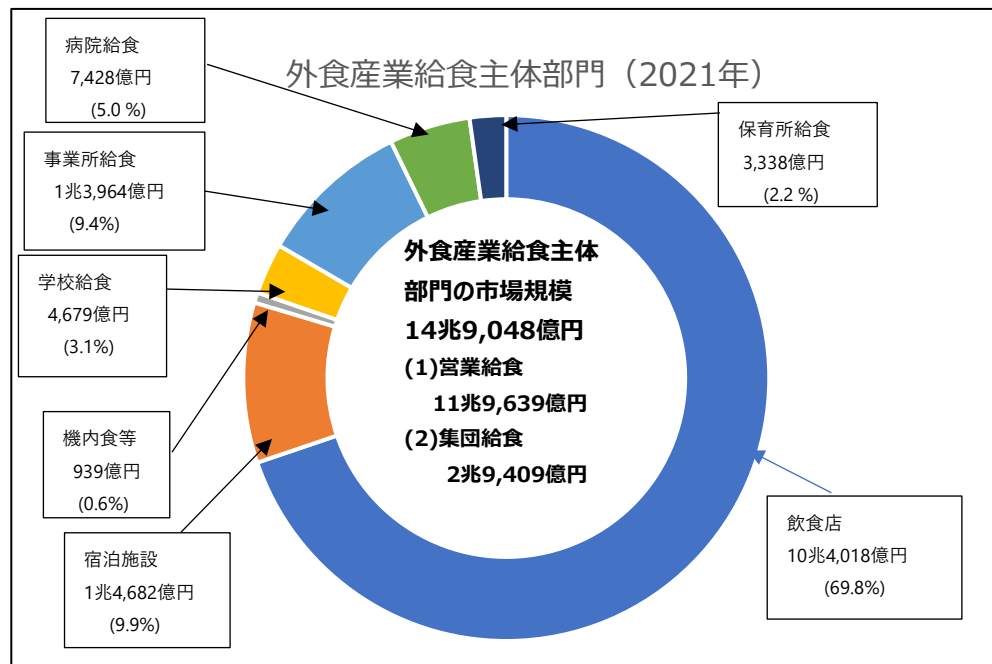
2021年の外食産業は、1月の2回目のコロナ「緊急事態宣言」、4月以降の「まん延防止等重点措置」等により営業時間短縮等の規制が実施された。特に酒類提供の制限が加わったことや、更にインバウンド需要や大企業の宴会需要がほぼなくなったことで、飲酒業態等が深刻な影響を受けた。市場規模はコロナ禍1年目を更に下回り、前年比6.9%減の16兆9,494億円と推計された。

外食産業は、「給食主体部門」と「料飲主体部門」に大別される。給食主体部門には一般飲食店、宿泊施設等の営業給食と学校給食、事業所、病院、社会福祉施設の集団給食がある。うち飲食店、宿泊施設、社員食堂、病院給食等の給食主体部門の市場規模は、市場規模全体の87.9%を占め、14兆9,048億円と前年より4.1%減となった。



図表:②

（出所：日本フードサービス協会「令和3年（令和3年1月～12月）外食産業市場規模推計値」を基に商工中金経済研究所が作成）



図表:③

(出所:日本フードサービス協会「令和3年(令和3年1月~12月)外食産業市場規模推計値」を基に商工中金経済研究所が作成)

(1) 営業給食

飲食店、宿泊施設等の「営業給食」の市場規模は 11 兆 9,639 億円であり、外食産業全体の 70.6%を占めるが、前年比 5.9%減少した。

①「飲食店」は、前年比 5.2%減少の 10 兆 4,018 億円。内訳は、ファミリーレストランや一般食堂、専門食堂等を含む「食堂・レストラン」が前年比 7.8%減、立ち食いそば・うどん店を含む「そば・うどん店」は同 1.5%減、回転寿司を含む「すし店」は同 3.6%減に対し、ファーストフードのハンバーガー店、お好み焼き店を含む「その他の飲食店」は同 4.2%増加した。

②ホテル、旅館での食事・宴会等の「宿泊施設」の市場規模は、宿泊客の減少やインバウンド需要がほぼ無くなる等の影響より前年比 10.8%減少の 1 兆 4,682 億円となった。

(2) 集団給食

学校、事業所、病院、保育所等の「集団給食」の市場規模は 2 兆 9,409 億円であり、外食産業全体の 17.4%を占めるが、前年比 4.0%増加した。

①学校給食

主として小学校、中学校等の給食で大学の学生食堂は含まない「学校給食」は前年コロナ休校があった反動で前年比 16.7%増となった。

②事業所給食

テレワークの浸透が見られた一方で、工場等の稼働が戻り、「社員食堂等給食」は前年比 0.9%

増、「弁当給食」は同 0.3%増となった。

③病院給食

「病院給食」は、コロナ禍で通常の医療活動が減少したこと等から前年比 0.9%減少した。

④保育所給食

「保育所給食」は、登園自粛が減り、前年比 14.5%増加した。

給食主体部門のうち営業給食はコロナ禍影響が残り前年比減少したが、集団給食は回復が見られる。
コック食品は大阪府の公立私立の約 1,500 校の小中学校のうち約 150 校の給食サービスを受託、介護福祉施設の約 40 社の配食受託を受けており、大阪府下の集団給食供給者として重要な役割を果たしている。

2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念等】

企業理念
安心・安全をかたちに。従業員に喜んでもらえる会社に。
取り組み方針
安心安全への取り組み 食を通じてお客様に安全と安心をお届けするために食材へのこだわりや衛生面でのこだわりなど、さまざまな取り組みに努める。 加えて食物アレルギー対策に取り組む。 満足と信頼への取り組み お客様の満足を追求し、食料品の物価高騰に対応した商品開発等に日々努力を重ねる。 CSR 社会貢献活動への取り組み コック食品は WFP（国連世界食糧計画）を応援する。

- コック食品は食材と衛生管理へのこだわりを社内に浸透すべく、「安心安全への取り組み」を取り組み方針に掲げている。また予めから顧客のニーズに合った商品開発に努めてきたが、昨今の食品値上げの影響を少しでも軽減出来る商品提供にも努めていく。
- CSR 社会貢献への取り組みを意識し、早くから WFP（国連世界食糧計画）を支援している。

2.4 事業活動

コック食品は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【社会面】

■ 食の安全性維持への取り組み

食の安全性維持への取り組みとして、食物アレルギーへの対応と衛生管理にこだわっている。

● 食物アレルギーへの対応

国内では乳幼児の 5～10%、学童期の 1～3%が食物アレルギー患者(*1)であると考えられており、近時増加傾向にある。学校は市町村、病院は各病院の管理栄養士が主体となってアレルギー対策を行っているが、介護福祉施設は食事を提供する業者が取り組む必要がある。コック食品では喫食者の食物アレルギー情報を全て本社データベースで一元管理し、個別にアレルギーに配慮したメニューを提供している。

(*1)食物アレルギー

食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等（アレルゲン）を異物として認識し、自分の身体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすこと。主な症状は「かゆみ・じんましん」、「唇の腫れ」、「まぶたの腫れ」、「嘔吐」、「咳・喘息」等である。なお、食物不耐症（ヒスタミンによるアレルギー様作用やカフェインによる興奮作用等）は免疫に作用するものではなく、食物アレルギーには含まない。（消費者庁令和 5 年 3 月作成「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」より引用）

● 安全安心な衛生管理

①手洗いの徹底

手洗いにオゾン水を使用している。オゾン水は除菌力と安全性に優れ、多くの浄水施設や病院に採用されている。手洗い時に食中毒の大きな原因となる細菌をオゾン水で取り除き、次亜塩素酸水による消毒を行い、更にビニール製の使い捨て手袋を常時着用し、食中毒の発生を防止している。



写真④:オゾン殺菌水生成装置（コック食品提供）

②空気中の浮遊菌の殺菌

オゾン発生装置を製造現場の各所に置き、空間の隅々まで殺菌している。

③温度管理の徹底

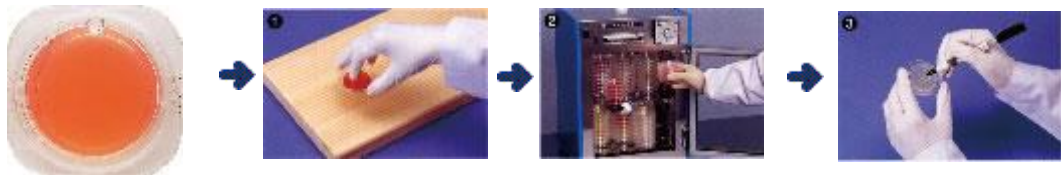
食中毒の予防には温度管理の徹底が非常に重要であり、細菌の繁殖しやすい 20～50℃の調理食材を真空冷却機により無菌状態で冷却することで菌の繁殖を抑えることができる。



写真⑤:真空冷却器 (コック食品提供)

④細菌検査と検査結果の検証

施設、調理従事者、食材、容器の細菌検査を週 1 回実施し、検査結果を検証して従業員の衛生面への意識向上を図り、改善指導を行っている。



細菌検査用ツール

検査したい所に
接地面を軽く押しつ
ける。

専用の培養装置に
入れ、経過を見る。

単位面積あたりの集
落数を見て、結果を
判断する。

写真⑥：検査の手順 (コック食品提供)

⑤その他の衛生管理体制

- ・ISO9001 認証取得
- ・衛生管理マニュアルの作成・遵守
- ・検便検査 (月 2 回)
- ・運営受託先の社員食堂等における衛生指導員による巡回指導 (月 1 回)



写真⑦：(コック食品提供)

- ・季節ごとの注意点に対する研修と対策会議（随時）
 - 夏：湿気に強い細菌…大腸菌、サルモネラ菌
 - 冬：乾燥に強いウィルス…ノロウィルス
- ・調理師免許資格取得・食品衛生責任講習等に随時参加し、調理員の質の向上を図る

コック食品は、これら衛生管理へのたゆまぬ努力の結果、創業以来今日まで食中毒事故の発生はない。

● 医療関連サービスマーク認定の取得

コック食品は病院内給食施設での入院患者等への給食業務を行っている。患者等への給食は通常の飲食業や集団給食よりも厳しい衛生管理が求められ、常に適切に衛生管理を行うことが求められている。会社としては従業員に「全て当たり前のことが書かれているマニュアルを遵守する」よう啓蒙を図り、高い衛生管理水準の維持に努めてきた。その努力の証として一般財団法人医療関連サービス振興会による審査を受け、2009 年 2 月に「医療関連サービスマーク」(*2)認定を取得し、更新を続けている。

(*2)医療関連サービスマーク

医療と密接に関係する医療関連サービスのうち患者の入院等に著しく影響を与える 11 業務（院内調理患者等給食ほか）を病院・診療所等が外部に委託する際には、厚生労働省で定める基準に適合する者に委託する必要がある（医療法第 15 条の 3）。一般財団法人医療関連サービス振興会が良質な医療関連サービスの提供に必要な要件を認定基準として定め、この基準を充たすサービスに対し認定する制度が「医療関連サービスマーク」である。

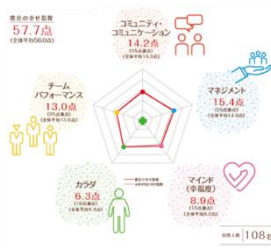


写真⑧:医療関連サービスマーク認定
(コック食品提供)

■ 労働環境改善への取り組み

● 働きがい向上への取り組み

会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ (*3)」に取り組むとしている。まずは本社従業員を対象として実施し、結果をフォローしていく。



(*3) 幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

● 労働時間短縮への取り組み

数百人のパートから夜間に労務管理者宛に掛かってくる業務連絡を本社で一括管理する等、業務フローの見直しを進める等の努力により、一人当たりの年間平均残業時間は 13 時間程度（2022 年）と少ない。また 2023 年 4 月からは本社に土曜日一斉休業を導入することで労働時間短縮にも取り組んでいる。有給休暇取得は、日頃から会社が従業員に取得を促し、従業員が有給休暇を積極的に取れる雰囲気にある。人事担当部署が毎月初、全従業員の取得状況を確認し、取得が法令で義務づけられている年 5 日以上を取得を厳守している。

■ 社会貢献活動への取り組み

● WFP（国連世界食糧計画）を支援

コック食品は、途上国の学校で栄養価の高い給食を提供し、子どもたちの発育を助けると同時に、教育の機会を拓ける WFP の活動に賛同し、WFP の公式支援窓口である認定 NPO 法人国連 WFP 協会の評議員となり、10 年来寄付を続け WFP を応援している。



写真⑨：「地球のハラペコを救え。」キャンペーン

シンボルマーク(*4)（コック食品提供）

(*4) 「地球のハラペコを救え。」キャンペーン

日本で餓えの問題に関心を持ってもらい、何か行動を取ってほしいとの願いから、WFP と WFP を支援する認定 NPO 法人国連 WFP 協会が 2007 年 10 月に立ち上げた。餓えの問題を世の中に呼びかけることが狙い。キャンペーンのシンボルマークは、地球の周りを鉛筆とフォークが囲んでいるデザインで、全ての人が、特に子どもがしっかりと食べ、教育を受けられるような地球になるようにという願いが込められている。（国連 WFP ホームページニュースリリースより引用）

【社会面・経済面】

■ ダイバーシティ推進

● 高齢者の活用

コック食品は、高齢者の雇用を大切にしており、65 歳以上の従業員は 238 名在籍している（全従業員の 22%）。主に製造や配送業務に従事しており、配送業務は、配送ルート・時間が一定である学校宛配送を担ってもらい、負担軽減を図っている。学校給食の受託増により毎年パートを含む 400 名の新規雇用を予定しており、そのうち約 60%を 65 歳以上の高齢者から見込んでいく。

- **障がい者雇用**

障がい者は 14 名が在籍、障がい者個人の特性に応じて食器・調理器具の洗浄や材料の洗い場・仕分け業務に配置している。障がい者が長く勤められる雰囲気の良い職場づくりに努めており、障がい者雇用率は、2.62%（2023 年 10 月現在）と法定雇用率 2.3%を上回っている。

- **女性の雇用増、役員登用**

現在コック食品の従業員の 84%が女性であり、主にセントラルキッチンでの製造や受託先での調理に従事している。グループ会社全体で 8 人の取締役のうち、女性取締役は 4 名就任している。女性の多い職場であり、女性役員の一層の増加が見込まれるが、適切な内部育成により更なる増員を図っていく。

- **給食の安定供給**

- **学校給食サービス受託増への取り組み**

行政コストの削減及び民間事業者の専門技術・知識等ノウハウ活用の観点から公立学校の給食調理業務の民間委託が進んでいる。コック食品は、「食中毒を出さない」、「食物アレルギーを減らす」、「時間内に確実に給食を届ける」ことを当たり前のことと実践し続けてきた結果、大阪府下 150 か所余りの学校給食サービスを受託している。市町村や学校に「コック食品に任せれば大丈夫」と評されるまでの信頼関係が出来上がっており、毎年数十件のペースで受託件数を増やしている。

- **病院向け給食サービス受託増への取り組み**

従前より売上を伸ばしてきた学校、介護福祉施設向け給食サービスの他、病院向け給食サービス受託の増加にも取り組んでいく方針である。病院給食は、献立から食材の刻み方、アレルギーへの対応等、患者個人の状態に合わせた色々な食事を 1 日 3 回 365 日提供することが求められ、他の給食より多くの手間を要する。その個別対応のためメニューが画一化しがちであるが、本社の管理栄養士を中心とする開発チームによるメニュー開発と新メニューの生産をこなせる生産管理体制を構築し、学校同様、地域の病院に選ばれる給食サービスを目指している。

- 【環境面】

- **廃棄物削減への取り組み**

- **製造ロス削減への取り組み**

食品製造ロスは、規格外品の発生や過剰生産等によるものである。コック食品では、学校、病院向

け給食は基本的には支給材の調理であり、自社調達する食材は介護福祉施設向けが大半である。仕入れた食材は全てデータ入力の上、食材管理システム上で保有量を常時管理し、顧客から受けた給食の発注に対してコック食品が製造に適切な量を見極めた上で食材を出庫する。また製造現場においても目分量は厳禁等、毎回正しく計量の上、食材を利用することで製造ロス削減と品質の均一化に努めている。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他の飲食業
ポジティブ・インパクト	食糧、保健・衛生、雇用
ネガティブ・インパクト	雇用、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
食糧、保健・衛生	➢ 食の安全性維持
食糧、経済収束	➢ 給食の安定供給
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティの推進による雇用機会の拡充

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
雇用	➢ 時間外労働時間短縮への取り組み
廃棄物	➢ 製造ロス削減への取り組み

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

コック食品は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

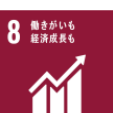
【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	食糧、保健・衛生		
取組内容（インパクト内容）	食の安全性維持		
KPI	● 医療関連サービスマーク認証（認定期間 3 年、直近更新 2023 年 2 月）を維持する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 病院内患者等への給食は通常の飲食業や集団給食よりも厳しい衛生管理が求められ、高い衛生管理水準の維持に努めてきた。その努力の証として「医療関連サービスマーク」認定を取得している。今後とも「全て当たり前のこと」が書かれているマニュアルを遵守する」姿勢を継続し、認定の更新を維持する。		
貢献する SDGs ターゲット	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	

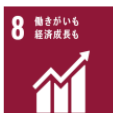
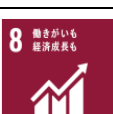
特定したインパクト	食糧、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	給食の安定供給		
KPI	● 2026/8 期の学校向け給食の売上高を 30%増加させる。(2023/8 期実績 14 億 7 千万円)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 「食中毒を出さない」、「食物アレルギーを減らす」、「時間内に確実に給食を届ける」ことの実践を継続し、学校給食の更なる受注増により上記 KPI を達成する。		
貢献する SDGs ターゲット	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上		
KPI	● 2024 年中に幸せデザインサーベイを実施し、その数値改善のための施策を決定する。以降改善効果を確認するため、幸せデザインサーベイを隔年実施し、スコアアップに取り組む。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 本社従業員を対象として「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティの推進による雇用機会の拡充		
KPI	● 2025 年末時点で 65 歳以上の従業員数を 2022 年 8 月末時点の 238 人より 200 人増加させる。 ● 障がい者雇用者数の法定比率（2.3%）超を維持する。 ● 女性取締役をグループ会社全体で 2025 年末までに 6 人とする。（2022 年末 4 人）		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 学校給食の受託増により毎年パートを含む 400 名の新規雇用を予定しており、そのうち約 60%を 65 歳以上の高齢者から見込んでいる。 ➢ 障がい者雇用率は現在 2.62%（2023 年 10 月現在）と法定雇用義務を上回っている。今後とも幅広く受け入れて行く意向であるが、求職者が従業員総数の増加ほどは見込めないため、最低限として法定雇用率以上の維持を KPI とする。 ➢ 女性取締役はグループ会社全体で現在 4 名就任しているが、適切な内部育成により増員を図っていく。		

貢献する SDGs ターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	時間外労働時間短縮への取り組み		
KPI	2025 年末までに一人当たり年間平均残業時間を 10 時間以下に削減し、以後もその水準を維持する。 (2022 年実績 13 時間)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 業務フローの一層の見直し等により、労働負荷の一層の低減を図り、残業時間の更なる削減を図る。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

なお、廃棄物の取り組みは、インパクトとして特定しているものの、極力製造ロスを出さない生産管理を行っているため KPI は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

コック食品では、本ファイナンスに取り組むにあたり、田中 稔 代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、田中 稔 代表取締役を最高責任者とし、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者) 代表取締役 田中 稔

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、コック食品と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、コック食品と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。コック食品は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190